

有期契約労働者「2018年問題」

対応セミナー

開催のご案内

主催 愛知県下各労働基準協会

平成30年4月以降多くの
有期労働契約者が 無期契約
転換申し込みが可能に

平成25年4月に改正労働契約法が施行され、有期労働契約が繰り返し更新され通算5年を超えるときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換することとなりました。

そして、多くの有期契約労働者の通算雇用期間が5年を超え、無期契約への転換申し込みが可能となる時期が、平成30年4月と間近に迫っております。(有期契約労働者「2018年問題」)

有期契約労働者は全国で約1,500万人と全雇用者の28%を占め、企業を支える貴重な人材です。しかし、その約3割が通算5年を超えて有期労働契約を反復更新しており、有期契約労働者「2018年問題」は、企業に大きな影響を与えます。

なお、無期労働契約への転換は正社員への転換を求めている訳ではなく、労働契約期間を定めただけで、職務、勤務地、賃金、労働時間などの労働条件は、それまでの有期労働契約と同一となります。

しかし、労働者のモチベーションを下げてしまい、正社員との区分が困難で、同一労働同一賃金をめぐる判例、国の政策もあり、新たな企業リスクの元ともなります。

無期転換後の労働条件は、労働協約、就業規則、個々の労働契約によって別段の定めが可能であり、限定社員、準社員等の新たな受け皿を設けることにより、無期労働契約転換者のモチベーションを上げ、さらに責任のある業務に従事させ、企業発展につなげることが可能となります。

そこで、東京よりビジネス弁護士 労務管理部門 No.1弁護士(日経ビジネス2010)として有名な石寄信憲氏を講師にお迎えし、有期契約労働者「2018年問題」対応セミナーを開催します。

雇用の大問題を、企業のリスクから繁栄のチャンスとするため、ぜひとも多くの皆様にご参加いただきますようお願い申し上げます。



講師の石寄信憲弁護士
数々の労働大事件を手がけられ、
法改正の舞台裏にも明るく、講演、
著書も多い労働界のNo.1弁護士

- 日時 平成29年1月25日(水) 午後1時30分 ~ 午後4時30分
- 会場 名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1
- 講師 石寄・山中総合法律事務所 弁護士 石寄 信憲 氏
- 演題 『2018年問題』と限定社員制度について



会場の名古屋能楽堂
能・狂言の伝統の地で地方自治体
では最大の能楽堂。今なお匂い香
る総木曾檜作りの能舞台が有名

有期契約労働者をめぐる法規定

1. 労働契約法第18条 (平成25年4月改正施行)

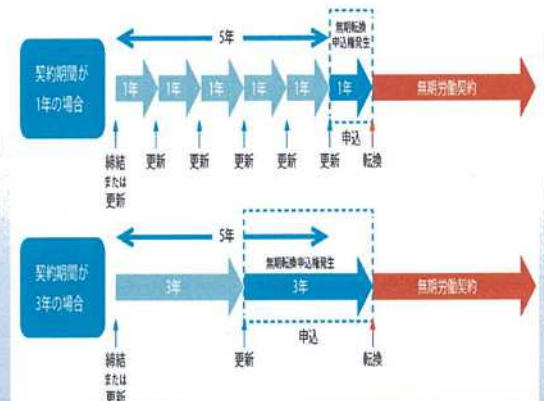
同一使用者との間で、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換する。

- (1)平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合、その契約期間の初日から末日までの間に無期転換の申し込みが可能
- (2)無期転換の申し込みをすると、使用者が申し込みを承諾したものとみなされる。
- (3)無期労働契約の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一。特段の定めをすれば変更が可能。

2. 有期雇用特別措置法 (平成27年4月施行)

次の有期契約労働者は10年まで無期転換させなくて良い。

- (1) 5年を超える一定期間内に完了予定の業務に就く高度専門知識等を有する労働者
- (2) 定年後に継続雇用される高齢者



石寄信憲(いしざき・のぶのり) 弁護士 プロフィール

1978年 弁護士登録(第一東京弁護士会、経営法曹会議所属)

1984年 石寄信憲法律事務所開設 (2011年4月に名称を「石寄・山中総合法律事務所」へ改称)

業務開始以来、一貫して労働事件を経営者側代理人として手がける。法廷活動、顧問先指導の他、日経、みずほ、SMBC 等が主催する各種一般公開セミナーや企業内研修の講師としても活躍中。

2002年1月～2004年11月末 司法制度改革推進本部労働検討会委員、2002年10月～2010年5月 日弁連労働法制委員会 副委員長として労働審判制度の創設に関わり、1996年6月～現在は、経営法曹会議常任幹事を務める。

【主な著書】

- 『配転・出向・降格の法律実務 (第2版)』・『非正規社員の法律実務 (第3版)』・『労働行政対応の法律実務』・『懲戒権行使の法律実務 (第2版)』・『就業規則の法律実務 (第3版)』・『健康管理の法律実務 (第3版)』・『賃金規制・決定の法律実務』
- 『個別労働紛争解決の法律実務』・『労働契約解消の法律実務 (第2版)』・『労働時間規制の法律実務』・『管理職活用の法律実務』・『労働者派遣の基本と実務』・『労働条件変更の基本と実務』・『速報ガイド平成27年 派遣法改正の基本と実務』
- 『実務の現場からみた労働行政』

●対象 経営者、人事・総務部門責任者、担当者等、社会保険労務士等

●定員 630名 ※全てイス席です。定員になり次第締め切ります。

●会費 労働基準協会会員企業 4,300円 一般 4,900円

※いずれも資料代、消費税を含みます。



会場 名古屋能楽堂 地下鉄鶴舞線「浅間町」徒歩10分

申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130
岡崎労働基準協会	〒444-0834 岡崎市柱町上荒子30-2	(0564)52-3692	(0564)54-0739
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)82-2575
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマホール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244

申込先(実施機関)
一般社団法人 名北労働基準協会

三菱東京UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133
一般社団法人 名北労働基準協会

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

有期契約労働者「2018年問題」対応セミナー 申込書

平成 年 月 日

申込協会	労働基準協会		※会員番号				
事業場名			TEL	()	-		
			FAX	()	-		
所在地	〒						
ご出席者	氏名	所属部署・職名	氏名	所属部署・職名			
受講案内送付先	受講者・担当者 (部署名)		様	お支払予定日	月	日	頃

※会員番号 (一社)名北労働基準協会の会員企業のみ、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいたセミナーの参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。